

名護市スポーツ合宿等支援助成事業

1. 助成目的

名護市では、市内でスポーツ合宿等を実施する県外の団体に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。
(※スポーツ合宿等ニスポーツ並びに文化系の合宿、企業等の研修、但しプロは除く)

2. 助成対象事業

助成の対象は、次の項目すべてに該当する事業となります。

- ①スポーツ合宿等が市内において実施され、市内の宿泊施設を利用していること。
(※公共施設に付随する宿所、キャンプ場は対象外)
- ②1回の合宿において宿泊日数が連続して3日間以上、かつ延べ宿泊数が1.5泊(人)以上であること。
- ③営利を目的とするものでないこと。
- ④政治的または宗教活動を目的とするものでないこと。
- ⑤公序良俗に反しないものであること。

3. 申請の流れ(名護市HPからダウンロードできます)

- ①合宿等を行う団体が合宿等を開始する日の14日前までに名護市観光課へ提出
※提出書類「助成金申請書【様式第1号】」、「事業計画書【様式第2号】」
- ②助成金交付決定後、名護市より連絡【様式第3号】
- ③合宿終了後7日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い時期までに必要書類を提出
※提出書類「実績報告書【様式第6号】」「事業実績書【様式第7号】」「合宿等実績書」「宿泊証明書【様式第8号】」「宿泊費に係る領収書の写し」「アンケート」
- ④助成金額の確定後、名護市より連絡
- ⑤「助成金請求書【様式第10号】」を提出
- ⑥名護市よりご指定の金融機関に振り込み「完了」
※助成金の交付を受けた団体が助成の対象となる経費の20%を超える変更がある場合は「変更(中止)承認申請書【様式第4号】」を提出(審査後、【様式5号】を送付いたします。)

4. 助成金の額

①助成金の額 = 延べ宿泊者数×1,000円(1人1泊1,000円)

②上限は100,000円(※宿泊人数=監督、コーチ等を含む)

※市営の施設を利用する際は減免対象となる施設もございますので、お問い合わせください。